

名古屋市高齢者施策推進協議会の 市民委員を募集します

名古屋市では、高齢者の保健・医療・福祉に関する施策の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「名古屋市高齢者施策推進協議会」を設置しています。

この協議会において、市民、被保険者の立場から建設的なご意見やご提案をしていただける方を募集します。

なお、この協議会の部会である、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会」にも市民委員として出席していただきます。

【協議内容】

それぞれの会議において、以下の事項に関する協議を行います。

名古屋市高齢者施策推進協議会

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本方針に関すること
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の実施に関すること
- ・地域包括ケアの推進に関すること
- ・保健・医療・福祉の各事業の円滑な推進に関すること
- ・その他高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に必要な事項に関すること

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

- ・高齢者の保健・福祉事業の量の目標に関すること
- ・介護サービスの量の見込み、介護保険事業の円滑な実施のための方策に関すること

【応募資格】

次の条件を全て満たす方

- ① 名古屋市内にお住まいの満20歳以上(平成30年11月1日現在)で、高齢者の施策に関心をお持ちの方(本市又は本市の外郭団体の職員を除く)
- ② 年3～10回程度の会議に出席できる方(会議は原則平日開催)
- ③ 本市の審議会又はこれに類するものの委員ではない方で、今後も下記に掲げる任期中委員となる予定のない方

【任 期】

平成31年4月1日 ～ 平成34年(2022年)3月31日 (予定)

【報酬】

日額 12,600円(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定の額)

【募集人数】

5名程度

【応募期間】

平成30年11月12日(月)～26日(月) (消印有効)

【応募方法】

応募申込書に必要事項をご記入のうえ、『**高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な取り組みについて**』をテーマに、1,200字程度にまとめた小論文を書いて、郵送(又は持参)にてご応募ください。

※ 持参の場合は、8時45分から17時30分までの間に受け付けます。(土日・祝日を除く)

※ 提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

【選考方法】

選考は、書類選考(第1次選考)と面接(第2次選考)により行います。

第1次選考

小論文等による書類選考を行います。選考結果は、応募者全員にお知らせします。

第2次選考

第1次選考に合格した方を対象に、面接による選考を行います。

面接は、平成31年1月実施予定。日時等の詳細は、後日お知らせします。

【応募先・お問合せ先】

名古屋市健康福祉局高齢福祉課企画係(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-2542、FAX:052-955-3367